

## 再生可能エネルギー固定価格買取制度の運用状況(3)

### ～2016年4月の買取価格改定と今後の注目点～

寺林 暁良

#### はじめに

2012年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、再エネ特措法）」に基づいて固定価格買取制度（以下、FIT）が導入されたことにより、再生可能エネルギー（以下、再エネ）の新規導入量は、太陽光を中心に拡大してきた。

ただし、それに合わせて系統連系等をめぐる様々な問題も浮上したため、14年末以降、新たな出力制御ルールが導入されるなど、地域によっては新規事業の導入に影響を与えるような制度運用の見直しが順次進んだ<sup>(注1)</sup>。

こうしたなか、16年4月にも例年どおりFIT買取価格の改正が行われた。そこで、16年度の調達価格改定の内容を確認したうえで、今後の制度運用を見通すためのポイントを提示する。

#### 調達価格の改定

16年度のFIT運用の改正点を確認すると例年同様、太陽光の調達価格が引き下げられた。

各調達区分をみると、「太陽光10kW以上」は、15年7月改定時の1kWあたり27円（税抜、以下同じ）から、今年度は同24円へと3円の引き下げとなった。15年7月の調達価格引き下げは、想定内部収益率（IRR）が6%から5%に引き下げられたことに伴うものだったが、今回は想定IRR自体は据え置かれており、導入コストの低下を反映しての改定である。

また、余剰電力買取である「太陽光10kW未満」は、「出力制御対応機器設置義務なし」となる東京電力・中部電力・関西電力管内では同33円から同31円へ、「出力制御対応機器設置義務あり」となる上記3社管内以外の地域では同35円から同33円へと、それぞれ2円引き下げられた。

一方、その他の再エネは、調達価格、想定IRR、調達期間のいずれについても、それぞれ据え置きとなった。14年4月には「洋上風力」や「既設導水路活用中小水力」、15年4月には「未利用木質バイオマス2,000kW未満」という新たな調達区分が設定されたが、今年度は調達区分の新設もなかった。

#### 制度運用の変更は17年度の予定

以上のように、16年4月の改正は、太陽光の調達価格の改定のみにとどまり、制度運用ルールそのものに大きな変更はみられなかった。しかしこれは、すでに政府が16年2月に「再エネ特措法等の一部を改正する法律案」を閣議決定しており、17年4月に制度運用の方法を変更する方針を示しているためである。

2月に閣議決定された改正案の内容をみると、30年の電源構成比で再エネ発電の比率22～24%を実現するという目標は維持されつつ、①認定が事業用太陽光に偏っている現状を見直し、電源間のバランスを取ること、②買取コストの効率化を目指すこと、③出力制御問題を解決し、効率的な電力の取引・流通を実現するこ

と、といった改善目標が掲げられている。

それを実現するための具体的方策としては、①事業計画を確認する新認定制度を導入する、②新たな買取価格の決定方法として入札制度を導入する、③買取義務者を小売電気事業者から一般送電事業者へと変更する、④大口電力需要者の賦課金減免制度を見直す（④については、16年10月から）などが挙げられている。

### 新制度運用に向けた注目点

上記のような見直しは、運用開始5年目を迎えた現時点のFIT制度の問題点を

踏まえると必要であると思われるものもある一方で、検討を要するものも含まれている。そこで、これらの新制度導入も踏まえて、今後のFIT制度の運用における注目点を整理しておきたい。

#### ①設備認定における事業計画確認

改正案で示された事業計画を確認する新認定制度の導入は、実現性の低い事業計画を排除するという観点から非常に重要である。

FIT制度の運用直後は、実際には事業実施が難しい案件や設備認定を転売する目的の案件などにも設備認定が与えられ

図表1 固定価格買取制度の調達価格及び調達期間

調達区分		調達価格(税抜)(円/kWh)					調達期間(年)	想定IRR(税引前)(%)
		12年7月	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月		
太陽光	10kW未満(機器設置義務なし)	} 42	} 38	} 37	33	31	10	3.2
	" ( " あり)				35	33		
	10kW以上	40	36	32	29→27	24	20	6→5
風力	陸上20kW未満	55	"	"	"	"	20	1.8
	陸上20kW以上	22	"	"	"	"	20	8
	洋上			36	"	"	20	10
既設導水路活用 中小水力	200kW未満			25	"	"	20	7
	200kW以上1MW未満			21	"	"	20	7
	1MW以上30MW未満			14	"	"	20	7
新設 中小水力	200kW未満	34	"	"	"	"	20	7
	200kW以上1MW未満	29	"	"	"	"	20	7
	1MW以上30MW未満	24	"	"	"	"	20	7
地熱	15MW未満	40	"	"	"	"	15	13
	15MW以上	26	"	"	"	"	15	13
バイオマス	メタン発酵	39	"	"	"	"	20	1
	未利用木材(2MW未満)	} 32	} "	} "	40	"	20	8
	" (2MW以上)				32	"	20	8
	一般木材等	24	"	"	"	"	20	4
	リサイクル木材	13	"	"	"	"	20	4
廃棄物	17	"	"	"	"	20	4	

(資料) 経済産業省「調達価格・調達期間に関する告示」(ホームページ)および調達価格等算定委員会「調達価格及び調達期間に関する意見」(ホームページ)より筆者作成

(注1) 太陽光10kW未満は自家消費電力の余剰分、それ以外は全量の調達価格。

(注2) 太陽光10kW以上の調達価格及び想定IRRは、15年7月に→の後の数値。

(注3) 1,000kW=1MW。

たことで大きな問題が生じた。そのため、経済産業省は、14年4月から順次実現性の低い事業等の設備認定取り消しを進めている。新認定制度はこうした状況を防ぐために事業の実現性を踏まえて設備認定を行うものであり、制度の改善として評価できる。

ただし、特に大規模太陽光などでは、設備設置地域とのトラブルが頻発している等の問題もある。この事業計画の確認に地域からの合意などの事項が加えられることになるか等は、一つの論点となるだろう。

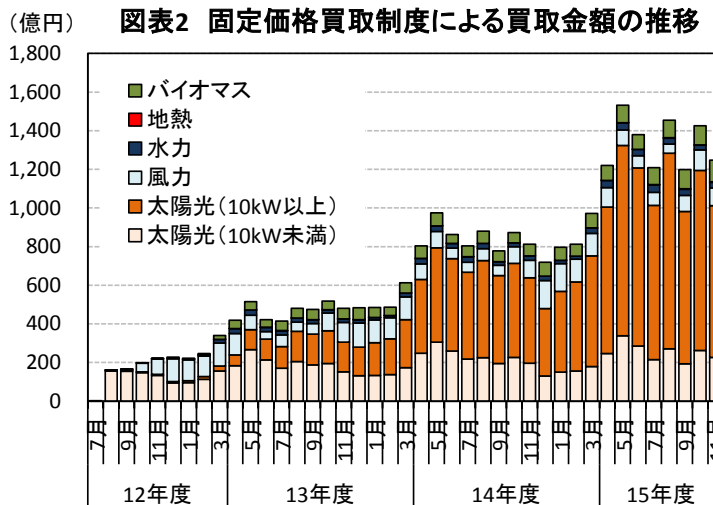
## ②入札制度の運用方法

上記が制度改善の期待できるポイントである一方、17年4月に予定される入札制度の導入は、その方法によっては新規の小規模な再エネ事業者に影響を及ぼしかねないものである。

入札制度は、調達価格を入札によって決定するものであり、規模のメリットを享受でき、ある程度調達価格が不確実であっても許容できる大規模事業者にとって有利になりやすい。実際、ドイツでは14年から地上設置型太陽光発電に入札制度が導入され、17年からはすべての再エネに導入されることになっているが、これらによって再エネ事業から小規模事業者が締め出されることに大きな懸念が広がっている。

経済産業省は、同制度の対象を初めは大規模太陽光案件に限るとしているが、その具体的な内容や対象等は、これから

図表2 固定価格買取制度による買取金額の推移



(資料)経済産業省「固定価格買取制度設備導入状況等の公表」より作成

検討されることになると思われるため、動向に注目しておく必要がある。

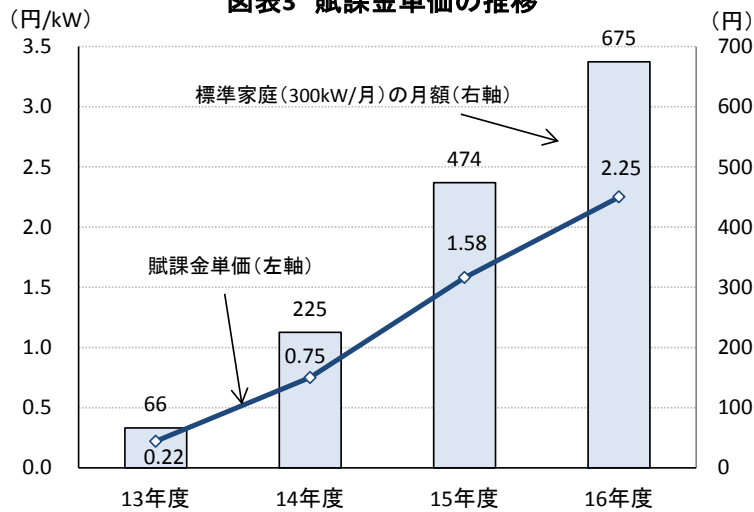
## ③賦課金の上昇

また、今後の再エネの運用では、FIT制度運用によるコスト負担の問題も、制度の持続性に関わる論点としてますます重要になるだろう。

FITによる買取額は、再エネの導入が進むにつれて増加している。14年度の買取額は年間1兆86億円であったが、15年度は毎月1,200~1,600億円で推移し、すでに11月までの合計で年間1兆669億円と14年度を超えている(図表2)。さらに経済産業省は、16年度は年間2兆3,000億円まで拡大するとの見通しを示している。

これを受け、一般の電気料金に上乗せされる賦課金単価も上昇している。14年度は1kWあたり0.75円だったが、15年度は同1.58円、16年度は同2.25円とされた。16年度の賦課金単価では、1ヶ月に300kWを消費する標準家庭を想定した場合、毎月675円(年間あたり8,100円)の負担になる(図表3)。

図表3 賦課金単価の推移



(資料)経済産業省ホームページより作成

当然、家計負担が大きくなるにつれて賦課金上昇の是非を問う議論も活発化するものと思われる。特に、これまでの再エネ普及は、大都市資本の大規模太陽光がメインであり、国民の平等負担の裏側で特定の大規模事業者のみが恩恵を受けるという構造を生んでしまった面は否めない。小規模分散型の再エネ推進や、再エネに多くの市民が投資できる仕組みを拡大するなどして、広く利益が還元される仕組みを構築しながら、国民理解を広げられるかが大きなポイントになる。

また、先述の通り、大口電力需要者については、国際競争力の維持という観点から賦課金の減免措置が取られてきた(国際競争力維持は改正案で初めて明文化されている)が、16年10月からは、減免率の決定要件に省エネ実績等を盛り込むなどの制度改正が行われる予定である。こちら、公平・公正な費用負担という観点から制度運用のあり方を探っていくことがますます重要になるだろう。

#### ④効率的な電力系統運用

もう一つ重要なのは、東京電力・中部

電力・関西電力管内以外での「無制限・無補償出力制御ルール」がいつ見直されるかという点である。

このルールは、14年末に生じた九州電力等による接続回答保留問題を受けて導入された措置である。現時点で実際に再エネの出力制御が行われる可能性は低いものの、再エネに対する投資意欲を減退させ

る大きな要因となっている。

これについては、電力システム改革の進展に伴って見直しが進められることが期待される。実際、15年4月からは「電力広域的運営推進機関」が発足し、全国規模での電力需給調整に向けた体制が整えられつつあるほか、16年4月には電力の小売全面自由化が実施され、一般消費者に「再エネ電力消費」という選択肢が広がるなど、一定の進展も見られる。ただし、回避可能費用が市場連動型へと変更されたことよって小規模な電力小売事業者の再エネ調達に難しい状況が生じているなど、様々な問題もある(注2)。

電力システム改革が適切に進められることによって再エネ特措法に規定される再エネ電力の「優先接続義務」が徹底されるよう求めていく必要があるだろう。

(注1) 詳細は、「再生可能エネルギー固定価格買取制度の運用状況」『金融市場』(2015年5月)および「再生可能エネルギー固定価格買取制度の運用状況(2)」『金融市場』(2016年1月)を参照のこと。

(注2) 16年4月に行われた回避可能費用の変更による小規模電力小売事業者に対する影響については、改めて論じることにした。